



2026/04/20 08:34 現在の情報です。

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

会社法人等番号	1800-01-043059		
商 号	三菱HCキャピタルプロパティ株式会社	令和 3年10月 1日変更	
		令和 3年10月 1日登記	
	三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社	令和 5年10月 1日変更	
		令和 5年10月 2日登記	
本 店	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号		
公告をする方法	官報に掲載してこれを行う		
	<u>電子公告により行う。</u> <u>https://www.mitsubishihc-capital-property.jp/</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって</u> <u>電子公告による公告をすることができない場合</u> <u>は、官報に掲載する方法にてこれを行う。</u>	令和 5年 7月 3日変更	
		令和 5年 7月 3日登記	
	官報に掲載してこれを行う。	令和 5年10月 1日変更	
		令和 5年10月 2日登記	
会社成立の年月日	平成1年11月6日		
目 的	<u>1. 不動産の所有、管理及び賃貸借</u> <u>2. 不動産の管理、賃貸借等に関わる業務の受託</u> <u>3. 不動産の売買、仲介</u> <u>4. 不動産の調査、鑑定及びコンサルティング</u> <u>5. 宅地造成、土木工事及び造園工事の設計、施工、補修、監理並びに請負及び斡旋</u> <u>6. 建物解体工事の請負及び斡旋</u> <u>7. 施設の企画、運営及び管理</u> <u>8. 不動産のレンタル及びリース</u> <u>9. 金銭の貸付、債務の保証、債権の売買等の金融業務</u> <u>10. 第二種金融商品取引業</u> <u>11. 不動産特定共同事業法にもとづく事業</u> <u>12. 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理</u> <u>13. 前各号に関連する事業に出資、及びその発起人となること</u> <u>14. 前各号に掲げたものの附帯事業</u>		
	<u>1. 不動産の所有、管理および賃貸借</u> <u>2. 不動産の管理、賃貸借等に関わる業務の受託</u> <u>3. 不動産の売買、仲介</u> <u>4. 不動産の調査、鑑定およびコンサルティング</u> <u>5. 宅地造成、土木工事および造園工事の設計、施工、補修、監理並びに請負および斡旋</u> <u>6. 建物解体工事の請負および斡旋</u> <u>7. 施設の企画、運営および管理</u> <u>8. 都市開発・地域開発の企画、立案、設計およびその調査研究</u> <u>9. 不動産のレンタルおよびリース</u> <u>10. 金銭の貸付、債務の保証、債権の売買等の金融業務</u> <u>11. 第二種金融商品取引業</u> <u>12. 倉庫業の運営</u> <u>13. 不動産特定共同事業法にもとづく事業</u> <u>14. 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介および管理</u> <u>15. 前各号に関連する事業に出資し、およびその発起人となること</u> <u>16. 前各号に掲げたものの附帯事業</u> 令和 5年10月 1日変更 令和 5年10月 2日登記		
発行可能株式総数	8000株		

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 7 5 0 0 株						
資本金の額	金 2 億 5 1 2 5 万円						
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、当会社の取締役会の承認を要する						
役員に関する事項	取締役	村 尾 武 史	令和	4 年	6 月 2 4 日	重任	
			令和	4 年	6 月 2 9 日	登記	
	取締役	村 尾 武 史	令和	5 年	6 月 2 9 日	重任	
			令和	5 年	7 月 3 日	登記	
	取締役	村 尾 武 史	令和	6 年	6 月 2 7 日	重任	
			令和	6 年	6 月 2 8 日	登記	
			令和	7 年	3 月 3 1 日	辞任	
			令和	7 年	4 月 1 日	登記	
	取締役	清 田 祐 二	令和	4 年	6 月 2 4 日	重任	
			令和	4 年	6 月 2 9 日	登記	
	取締役	清 田 祐 二	令和	5 年	6 月 2 9 日	重任	
			令和	5 年	7 月 3 日	登記	
	取締役	清 田 祐 二	令和	6 年	6 月 2 7 日	重任	
			令和	6 年	6 月 2 8 日	登記	
			令和	7 年	3 月 3 1 日	辞任	
			令和	7 年	4 月 1 日	登記	
	取締役	船 橋 啓 二	令和	4 年	6 月 2 4 日	重任	
			令和	4 年	6 月 2 9 日	登記	
	取締役	船 橋 啓 二	令和	5 年	6 月 2 9 日	重任	
			令和	5 年	7 月 3 日	登記	
			令和	5 年	9 月 3 0 日	辞任	
			令和	5 年	1 0 月 2 日	登記	
	取締役	西 喜 多 浩	令和	4 年	6 月 2 4 日	重任	
			令和	4 年	6 月 2 9 日	登記	
	取締役	西 喜 多 浩	令和	5 年	6 月 2 9 日	重任	
			令和	5 年	7 月 3 日	登記	
			令和	6 年	3 月 3 1 日	辞任	
			令和	6 年	4 月 1 日	登記	
	取締役	北 原 克 哉	令和	4 年	6 月 2 4 日	重任	
			令和	4 年	6 月 2 9 日	登記	
			令和	5 年	6 月 2 9 日	退任	
			令和	5 年	7 月 3 日	登記	
	取締役	天 池 哲 也	令和	4 年	6 月 2 4 日	重任	
			令和	4 年	6 月 2 9 日	登記	

取締役	天 池 哲 也	令和 5 年 6 月 2 9 日重任
		令和 5 年 7 月 3 日登記
取締役	天 池 哲 也	令和 6 年 6 月 2 7 日重任
		令和 6 年 6 月 2 8 日登記
取締役	天 池 哲 也	令和 7 年 6 月 2 7 日重任
		令和 7 年 7 月 1 日登記
取締役	佐 藤 道 明	令和 5 年 6 月 2 9 日就任
		令和 5 年 7 月 3 日登記
		令和 6 年 6 月 2 7 日重任
		令和 6 年 6 月 2 8 日登記
		令和 7 年 3 月 3 1 日辞任
取締役	佐 藤 道 明	令和 7 年 4 月 1 日登記
取締役	鐘 川 正 喜	令和 5 年 1 0 月 1 日就任
		令和 5 年 1 0 月 2 日登記
		令和 6 年 6 月 2 7 日重任
		令和 6 年 6 月 2 8 日登記
		令和 7 年 6 月 2 7 日重任
		令和 7 年 7 月 1 日登記
取締役	鐘 川 正 喜	令和 8 年 3 月 3 1 日辞任
		令和 8 年 4 月 1 日登記
取締役	工 藤 隆 康	令和 5 年 1 0 月 1 日就任
		令和 5 年 1 0 月 2 日登記
		令和 6 年 6 月 2 7 日重任
		令和 6 年 6 月 2 8 日登記
		令和 7 年 3 月 3 1 日辞任
取締役	工 藤 隆 康	令和 7 年 4 月 1 日登記
取締役	金 沢 秀 竜	令和 5 年 1 0 月 1 日就任
		令和 5 年 1 0 月 2 日登記
		令和 6 年 6 月 2 7 日重任
		令和 6 年 6 月 2 8 日登記
取締役	金 沢 秀 竜	令和 7 年 6 月 2 7 日重任
		令和 7 年 7 月 1 日登記
取締役	野 々 口 剛	令和 6 年 4 月 1 日就任
		令和 6 年 4 月 1 日登記
		令和 6 年 6 月 2 7 日重任
		令和 6 年 6 月 2 8 日登記
取締役	野 々 口 剛	令和 7 年 6 月 2 7 日重任
		令和 7 年 7 月 1 日登記
		令和 8 年 3 月 3 1 日辞任

		令和 8 年 4 月 1 日登記
取締役	幸 道 和 幸	令和 7 年 4 月 1 日就任
		令和 7 年 4 月 1 日登記
取締役	幸 道 和 幸	令和 7 年 6 月 2 7 日重任
		令和 7 年 7 月 1 日登記
取締役	田 中 慎 一 郎	令和 7 年 4 月 1 日就任
		令和 7 年 4 月 1 日登記
取締役	田 中 慎 一 郎	令和 7 年 6 月 2 7 日重任
		令和 7 年 7 月 1 日登記
取締役	山 口 雅 人	令和 7 年 4 月 1 日就任
		令和 7 年 4 月 1 日登記
取締役	山 口 雅 人	令和 7 年 6 月 2 7 日重任
		令和 7 年 7 月 1 日登記
取締役	北 原 克 哉	令和 8 年 4 月 1 日就任
		令和 8 年 4 月 1 日登記
岐阜県多治見市滝呂町十二丁目 1 4 8 番地の 3 5 7 代表取締役	船 橋 啓 二	令和 4 年 6 月 2 4 日重任
		令和 4 年 6 月 2 9 日登記
岐阜県多治見市滝呂町十二丁目 1 4 8 番地の 3 5 7 代表取締役	船 橋 啓 二	令和 5 年 6 月 2 9 日重任
		令和 5 年 7 月 3 日登記
		令和 5 年 9 月 3 0 日辞任
		令和 5 年 1 0 月 2 日登記
京都市西京区川島三重町 8 2 番地 1 0 代表取締役	西 喜 多 浩	令和 4 年 6 月 2 4 日重任
		令和 4 年 6 月 2 9 日登記
京都市西京区川島三重町 8 2 番地 1 0 代表取締役	西 喜 多 浩	令和 5 年 6 月 2 9 日重任
		令和 5 年 7 月 3 日登記
		令和 6 年 3 月 3 1 日辞任
		令和 6 年 4 月 1 日登記
千葉県習志野市藤崎五丁目 9 番 3 0 号 代表取締役	野 々 口 剛	令和 6 年 4 月 1 日就任
		令和 6 年 4 月 1 日登記
千葉県習志野市藤崎五丁目 9 番 3 0 号 代表取締役	野 々 口 剛	令和 6 年 6 月 2 7 日重任
		令和 6 年 6 月 2 8 日登記
千葉県習志野市 代表取締役	野 々 口 剛	令和 7 年 6 月 2 7 日重任
		令和 7 年 7 月 1 日登記
		令和 8 年 3 月 3 1 日辞任
		令和 8 年 4 月 1 日登記
千葉県松戸市 代表取締役	北 原 克 哉	令和 8 年 4 月 1 日就任
		令和 8 年 4 月 1 日登記
監査役	鈴 木 直 人	令和 3 年 4 月 1 日就任

	監査役	鈴木直人	令和 3 年 4 月 1 日登記
			令和 6 年 6 月 2 7 日重任
			令和 6 年 6 月 2 8 日登記
			令和 7 年 3 月 3 1 日辞任
			令和 7 年 4 月 1 日登記
	監査役	鈴木秀一	令和 4 年 6 月 2 4 日重任
			令和 4 年 6 月 2 9 日登記
			令和 6 年 3 月 3 1 日辞任
			令和 6 年 4 月 1 日登記
	監査役	清水達平	令和 5 年 1 0 月 1 日就任
			令和 5 年 1 0 月 2 日登記
			令和 7 年 6 月 2 7 日辞任
			令和 7 年 7 月 1 日登記
	監査役	櫻田稔	令和 6 年 4 月 1 日就任
			令和 6 年 4 月 1 日登記
			令和 7 年 3 月 3 1 日辞任
			令和 7 年 4 月 1 日登記
	監査役	河崎一雄	令和 7 年 4 月 1 日就任
			令和 7 年 4 月 1 日登記
			令和 8 年 3 月 3 1 日辞任
			令和 8 年 4 月 1 日登記
	監査役	坂口真	令和 7 年 6 月 2 7 日就任
			令和 7 年 7 月 1 日登記
	監査役	山谷一徳	令和 8 年 4 月 1 日就任
			令和 8 年 4 月 1 日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	令和 4 年 6 月 2 4 日就任
			令和 4 年 6 月 2 9 日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	令和 5 年 6 月 2 9 日重任
			令和 5 年 7 月 3 日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	令和 6 年 6 月 2 7 日重任
			令和 6 年 6 月 2 8 日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	令和 7 年 6 月 2 7 日重任
			令和 7 年 7 月 1 日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、取締役会の決議をもって、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。 当会社は、取締役会の決議をもって、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。 令和 5 年 1 0 月 1 日設定 令和 5 年 1 0 月 2 日登記		
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、取締役（業務執行取締役等を除く）との間で、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任につき、同法第427条第1項の規定により、同項に定める最低責任限度額を限度とする契約を		

る規定	締結することができる。 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任につき、同法第427条第1項の規定により、同項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。 令和 5年10月 1日設定 令和 5年10月 2日登記
吸収合併	令和5年10月1日東京都港区西新橋一丁目3番1号三菱HCキャピタルコミュニティ株式会社を合併 令和 5年10月 2日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する事項	令和1年7月1日名古屋市中区丸の内三丁目2番24号から本店移転 令和 1年 7月 5日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。